

河 第 284 号
平成15年3月17日

国土交通省近畿地方整備局
河川部長 殿

奈良県土木部長

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）について（回答）

平素は、奈良県の河川行政に格段の御理解と御尽力を賜り御礼申し上げます。また今回は、貴局が現在進めておられる淀川水系河川整備計画の策定に際し、本県をはじめ関連府県の意見を述べる機会を設けていただき、その御配慮に改めて御礼申し上げます。

淀川水系河川整備計画は、淀川の直轄管理区間の特性を前提として策定されたものであり、異なる流域や区間においては、それぞれの流域あるいは河川特性を踏まえて検討されるものであることは承知しておりますが、淀川水系は、流域の規模、流域が抱える人口、資産などの大きさから、その整備方針は社会的に大きな注目を集めているだけでなく、非常に大きな社会的影響を持つものと認識しております。また本県にとっても、淀川水系は、大和川水系に続く流域内河川数と流域内人口を抱える重要な水系であり、貴局が今後策定される大和川水系の河川整備計画とともに、県民の関心は非常に高いものであることから、標記については、下記のとおり意見を申し上げます。

1. 狭窄部の開削について

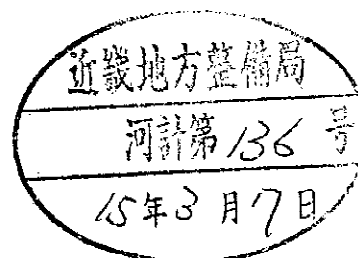
河川管理の基本は、まず第一に水害から生命・財産を保全することであり、単に環境面への配慮から、狭窄部を出来るだけ保存する事は好ましくないと考えます。また、狭窄部上流の浸水被害対策として、長期的には土地利用誘導等が望まれるとされていますが、開削も含め、各々の狭窄部の特性に応じた対策の検討を行うことが大切であり、河川整備の方針において明記されているように、狭窄部の開削は、下流の堤防強化の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行うべきものと考えます。したがって、狭窄部の保存や、土地利用誘導等による狭窄部上流の長期的な浸水被害対策は、淀川の直轄管理区間における固有の課題であることを明記するなどの御配慮を願います。

2. 治水・防災の究極的目標について

治水・防災の究極的な目標は、破堤による被災の回避ではなく、被害を最小化することであると考えます。破堤による被害にも増して、内水被害が頻発している河川があることを踏まえ、破堤による被災の回避を究極的な目標とすることは、淀川の直轄管理区間における固有の課題であることを明記されるよう、御配慮願います。

3. 被害ポテンシャル低減対策、流域内対策、土地利用誘導等について

自治体と連携して検討することとされていますが、その際、自治体に新たな施設整備等の負担が生ずることのないよう御配慮願います。



以上

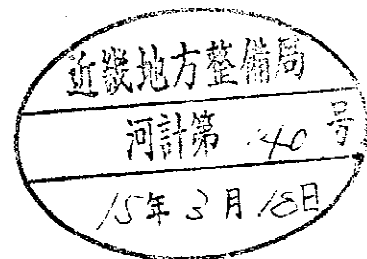
河 第 285 号
平成15年3月17日

国土交通省近畿地方整備局
河 川 部 長 殿

奈良県土木部長

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）について（報告）

標記について、別添のように関係各部局の意見を取りまとめましたので、報告します。



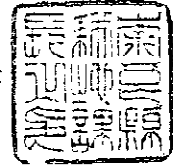


耕 第 562 号

平成15年3月12日

河川課長 殿

耕地課長



「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1項）」への意見について（回答）

平成15年3月3日付け河第268号により協議のあった標記について、本課の意見は以下のとおりです。

1. 【4章 河川整備の方針】P22 「(2)水利権の見直しと用途間転用・なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の環境機能に配慮する。」

《意見》農業用水は、地下水涵養や河川流況の安定等にも寄与している。このことから、これらを具体的に記述すべきと考える。

一方、農業用水は、必要な田畑面積が減少しても末端にある田畑まで水を送らなければならない。また、施設の構造上、水管理作業において、水位を維持するための水量が必要であり、その水は消費されずに河川等に還元される。以上のことから、「…営農及び水管理に支障を来さない範囲において地域の環境機能等に配慮する。」に文章を修正すべきと考える。

2. 【4章 河川整備の方針】P26 「4.6.2既設ダム …治水・利水への影響を考慮した上で、ダムの運用を改善し、…」

《意見》ダム操作の運用を変更することにより、関係する農業用水施設の維持管理者に対し負担増とならないように、維持管理者との合意形成のもとダム運用を変更すること。

農 振 第1028号

平成15年3月7日

河 川 課 長 殿

農 業 振 興 課 長

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」への意見について（回答）

平成15年3月3日付け河第268号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

4-8の「(4)流域の一体的な水環境を実現する水質管理、1)水質の目標」の項目で、水田を水系への汚染源(土壌・農薬・肥料等の流出源)として捉えています。しかし、水田は汚染源である一方で、治水や保水、水質浄化機能を持っています。このため、「3)統合的な流域水質管理システム」の項目で、それらの機能を評価し、利用することについて記述することが必要であると考えます。

連絡先

〒630-8501奈良市登大路町30

農林部農業振興課 環境係

電話 0742-27-7442

FAX 0742-22-9521

廃対第217号
平成15年3月18日

河川課長 殿

廃棄物対策課長

「淀川水系河川整備計画策定にむけての説明
資料（第1稿）」への意見について（回答）

平成15年3月3日付河第268号で照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

河川の開放、利用の向上はよいことと考えるが、それに伴うごみの対策等について検討（言及）する必要があるのではないか。

河川等にごみを投棄されないような対策について検討してはどうか。

また、ダム湖における流木や堰にたまったごみ等の処理についても検討すべきではないか。

担当

廃棄物対策課 一般廃棄物係

清水 （内線3387）

環 管 第 462 号
平成15年 3月 7日

河 川 課 長 殿

環 境 管 理 課 長

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」への意見について（回答）

平成15年3月3日付け河第268号で照会のあったことについて、別紙のとおり回答
します。

担当

環境管理課水質係（3397）

○ 総負荷量管理について

該当箇所

「4章 河川整備の方針 4. 2. 4 水質」より抜粋

生態系から望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましい河川水質等を新たな目標として設定し、監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民と連携して河川への流入総負荷量管理を図るための組織の設立を検討する。

「5章 具体の整備内容 5. 2. 4 水質」より抜粋

(1) 下記の事項について、検討・実施する自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立の検討

1) 略

2) 河川流入総負荷量管理の実施方策

以下略

(意見)

新たな河川流入総負荷量管理の実施方策を検討する場合、流域全体の汚濁負荷量等の把握方法及び、現行制度との整合性の検討が必要となる。

例えば、事業場の排水規制において、淀川流域は水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海を対象とした総量削減制度の指定地域となっている。

この指定地域内の事業者は、化学的酸素要求量、窒素及びりんの測定を行い、発生する汚濁物質を管理し、汚濁負荷の削減に取り組んでいる。

しかし、県内淀川流域の名張川、青蓮寺川、宇陀川流域については、総量削減制度の指定地域となっていないことから、これら流域内の事業場においては、法に基づく汚濁負荷量の測定は行なわれていない。

河 川 課 長 様

企画部資源調整課長

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)について

1 水資源確保についての現状認識

水資源の確保については、長期的な視野に立って安定的に確保することが必要との認識から、企画部では、従来より長期水需給計画を策定して本県の水資源の安定確保の基本方針としているところです。

現行の長期水需給計画は平成13年2月に策定したばかりですが、その後、将来の水需給を予測するための検討要素として、現行の水需給計画策定時には考慮する必要のなかった動き（川上ダム等の建設計画の見直しの動き、工水を上水に転用する動き等）が表面化してきています。

2 標記説明資料に対する意見

上記の認識から、今後、本県の水需給計画を見直す場合に備えて、以下の3点について、標記計画に反映されるよう申し入れます。

- ① 利水者の現状の水需要を精査確認するにあたって、その精査確認の内容及び方法について、国、地方自治体及び水道事業体間で認識のずれが生じることのないように、水需要の精査確認についての具体的な手法や内容を提示し、共通認識をもてるようにすること。（→P22「利水・水需要の確認」）
- ② 将来の水需要予測について、頻発する渇水の発生に対応するために、従来の長期水需給計画の策定段階では考慮されていない「利水安全度」を反映させること。併せて、「利水安全度」の評価について、国としての基準を示すこと。（→同上）
- ③ 毎年のように渇水を引き起こしている室生ダムの運用操作について、治水機能を損なわない範囲で、最大限の弾力化を図ること。（→P22「利水・既存水資源開発施設の再編と運用の見直し・渇水への対応」）

生衛第132-18号
平成15年3月12日

河川課長 殿

生活衛生課長

「淀川水系河川整備計画策定に向けて説明資料（第1稿）」
への意見について（回答）

平成15年3月3日付け河第268号にて照会のあったこのことについて
下記により回答します。

記

1. 水需要の抑制方針については、水道が住民の生活基盤、産業基盤として重要な位置づけにあることから、適切な水需要を検討し、水道事業者、水需要者を含めて幅広い議論の上に定めていただきたい。

奈良水 第 413 号
平成 15 年 3 月 12 日

土木部 河川課長 殿

水道局 業務課長



「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」への
意見について（回答）

平成 15 年 3 月 3 日付け河第 268 号で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

1. 河川整備計画の基本的な考え方（p.2）

水需要の抑制方針については、生活の利便性や産業基盤としての水利用のあり方にも深く関わりがあり、末端の水利用者を含めた幅広い議論が必要と考えますので、どのような抑制施策を設定していくのか十分な検討を要望します。

2. 河川環境・水質及びダム・既存ダム（p.7、p.26）

奈良県営水道の水源である室生ダムについては水質の悪化が問題となっております。従って、具体の整備内容において「深層曝気の検討」を行うとなっているものを、より幅広く検討を行い、最善の方法の「実施」と修正するとともに、流域の水質保全対策も積極的に取り組まれるよう要望します。

3. 利水・水需要の確認（p.22）

利水者の水需要を精査確認するにあたって、国、地方自治体、水道事業体が共通認識を持って実施すべきと考えます。従って、どのような内容、仕組み、手法で精査確認を行うのか具体的に示されるよう要望します。

4. 利水・既存水資源開発施設の再編と運用の見直し・渇水への対応（p.22）

① 奈良県営水道の水源である室生ダムについては渇水が頻発しています。これら渇水が頻発しているダムの小雨化傾向に伴う利水安全度の低下状況について評価を行うよう要望します。

② 室生ダムにおける利水安全度の低下が明らかになれば、効率的な運用の「検討」を「実施」に格上げするとともに、用途間の水利調整等にも取り組まれるよう要望します。